学校法人四国大学における重大な法令違反・人権侵害の是正を求める声明

2016年6月20日 大学オンブズマン

報道によれば、学校法人四国大学(徳島市、佐藤一郎理事長)が設置する四国大学は、徳島労働基準監督署によって労働安全衛生法の疑いで徳島地方検察庁に書類送検された。内容は、労災認定された、同大学に勤務する准教授に関する労働者死傷病報告書の提出を怠っていたというものである。

当該准教授は2013年6月に徳島労働基準監督署から、うつ病を発症したのは長時間労働(直前の1か月の時間外労働は160時間を超える)による強いストレスが原因として労災認定されている。自らの責任によって被雇用者にうつ病を発症させながら、適切な対応を取っていなかったことは重大な法令違反であり、きわめて深刻な人権侵害である。

『徳島新聞』2016年5月27日によれば、大学は「指摘を受けるまで義務づけられていることを知らなかった。労災保険の申請手続きには対応しており、労災を隠す意図はなかった」述べているとのことであるが、大学を含め組織の社会的責任が強調されるもとで、信じがたい対応である。

労災認定後の四国大学の対応を見ていれば、この言をそのまま受け取ることはできない。学校 法人四国大学は、健康状態が回復した当該准教授の復職の求めに対して、あれやこれやの理由を つけて拒否するという人権侵害を行っている。また、労働基準監督署の指導にしたがって、ハラ スメントを生じさせない職場環境づくりに取り組むことも進んでいない。さらには、当該准教授 が労災認定され給付を受けていることを知りながら社会保険(私学共済)の資格喪失手続きを行 うという非人道的なことを行った。

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、 道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(学校教育法、第83条)場である。同じ く大学は「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することによ り、社会の発展に寄与するものとする」(同、第83条の2)とされている。ブラック企業が社会 的な問題となっているもとで、大学はよりいっそう社会の範となることが要請される。

学校法人四国大学のありようは早急に是正される必要がある。当オンブズマンは、学校法人四国大学に以下の2点の対応を早急に行うことを強く求める。

- ① 当該准教授の職場復帰に向けて、法令にのっとり適切に使用者責任を果たすこと。
- ② 当該准教授が起こした裁判をいたずらに長引かせず、訴えの内容を受け入れた和解を含め誠実に対応すること。

以上